

## 第3号議案

### 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 役員選任規則

(目的)

第1条 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会（以下「本会」という。）は、定款第42条の規定に基づき、役員  
の選任について本規則を定める。

(役員)

第2条 本規則において役員とは、理事及び監事をいう。

(選出方法)

第3条 役員  
の選任は、その任期満了の年に開催される通常総会において選挙によって行う。

(選挙管理人)

第4条 役員選挙に関する事務は、選挙管理人が管理する。ただし、総会においては、総会議長（以下「議  
長」という。）の指揮下に入る。

2 選挙管理人は、10名以内とし、選挙ごとに会長が、理事会の決議により本人の承諾を得て正会員の中から  
委嘱する。

3 選挙管理人は、役員  
の立候補者となり、また、役員候補者の推薦人となることができない。

(選挙管理補助者)

第5条 選挙管理人は、選挙管理事務を円滑に遂行するために選挙管理補助者を置くことができる。

2 選挙管理補助者は、事務局員の中から選挙管理人が若干名を指名する。

3 選挙管理補助者の任期は、選挙告示日から新役員が選任された日までとする。

(選挙告示)

第6条 選挙管理人は、選挙期日の30日前までに次の事項を定め、選挙人である正会員に告示しなければ  
ならない。

(1) 選挙期日及びその場所に関する事項

(2) 候補者の届出に関する事項

(3) その他必要と認める事項

(候補者・被選挙者)

第7条 正会員で次の各号に掲げる者は、役員  
の候補者となる資格を有する。

(1) 自ら立候補した者

(2) 正会員から推薦された者

2 被選挙者は、候補者に限る。

(立候補等の届出)

第8条 第7条第1項第1号の立候補者になろうとする者は、第6条による選挙告示で定められた期間内に、

その旨を選挙管理人に届け出なければならない。

- 2 第7条第1項第2号の候補者を推薦しようとする者は、第6条による選挙告示で定められた期間内に、その旨を選挙管理人に届け出なければならない。

(選挙立会人)

第9条 選挙立会人は、選挙ごとに会長が、理事会の決議により本人の承諾を得て正会員の中から若干名を指名する。

- 2 選挙立会人は、開票の際に立会するものとする。

(選挙の方法)

第10条 選挙は、選挙人である正会員の無記名投票により行う。

- 2 投票は、所定の用紙を用い、選任を可とする候補者の氏名の所定の欄に○印を記載して行う。
- 3 候補者の数が定款第19条第1項に定める定数を超えない場合は信任投票とし、選挙人である正会員の過半数の賛成をもって当選者とする。
- 4 候補者の数が定款第19条第1項に定める定数を超える場合は、投票用紙の○印の数は定数を超えてはならない。過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選者とする。定数枠の最後の者の得票数の数が同じときは、抽選によって決定する。
- 5 当選者の数が定数に満たない場合は、その不足分につき、その総会で追加選挙を行う。会長は、追加の候補者を提案することができる。
- 6 選挙管理人は、議長の指示により、次の事務を行う。
  - (1) 議場を閉鎖する。
  - (2) 選挙人である正会員を確認し、投票用紙を配布する。
  - (3) 投票開始前に投票箱を点検し、投票に立会う。
  - (4) 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票が終わった旨を議長に報告し、議長が投票終了を宣告してから投票箱を閉鎖する。
  - (5) 開票事務は、選挙管理人が指揮し、次により行う。
    - ア 投票総数を確認する。
    - イ 有効投票と無効投票の分類を行う。
    - ウ 候補者の投票数を集計し、投票用紙を保管する。
    - エ 集計結果を開票録に記載し、選挙管理人が署名、押印のうえ議長に報告する。

(無効投票)

第11条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 第10条の規定に反して投票したとき。
- (2) 所定の投票用紙を用いなかったとき。
- (3) 定数を超える数の候補者の氏名に○印を記載したとき。
- (4) その他、選挙管理人と選挙立会人が無効であると認めたとき。

(当選者の決定と報告)

第12条 議長は、第10条により選挙管理人から報告を受けたときは、当選者を決定し、直ちに総会に報告する。当選の効力は、議長がその者の氏名を総会に告知したときに生ずる。

(就任承諾)

第13条 当選者は遅滞なく就任承諾の旨を本会に届け出るものとする。

- 2 当選者が選挙の日から起算して2週間以内に前項の届出をしないときは、その者は、当選を辞したものとみなす。
- 3 前項の場合は、次点者をもって当選者とする。

(報告)

第14条 当選者が就任したときは、選挙管理人は選挙の経過及び結果を記載した選挙録を作成し、開票録を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 選挙録には、選挙管理人及び選挙立会人が署名押印することを要する。

(公告)

第15条 当選者が就任したときは、会長は、速やかにその氏名を本会ホームページにおいて公告しなければならない。

(補欠役員の選任)

第16条 役員に欠員が生じたときは、第3条から第15条の規定にかかわらず、理事会の決議で候補者を選出し、総会で承認を得て、補欠役員の選任をすることができる。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

(補則)

第18条 本規則に定めるもののほか、必要な事項については理事会で定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 3 月 13 日（総会開催日）から施行する。